

令和8年度

狹山市一般廃棄物処理実施計画

環境經濟部資源循環推進課

目 次

第 1 節 基本事項	P 1
1 計画の目的	
2 計画期間	
3 計画対象区域	
第 2 節 収集・処分	P 2
1 排出量の見込み	
2 収集運搬	P 3
(1) 家庭系ごみ	
(2) 家庭系ごみ(持込み)	P 4
(3) 事業系ごみ	
(4) ごみ集積所の取扱い	P 5
(5) 排出禁止物	
①市の処理施設において処理ができない廃棄物	
②個別リサイクル法等により処理すべき廃棄物	P 6
③ごみ集積所から収集しない廃棄物	
(6) 排出禁止物等の処理方法	P 7
3 処理	P 8
(1) 中間処理方法	
(2) ごみ処理手数料	
(3) 最終処分及び焼却灰資源化	P 9
(4) リサイクルプラザによるリユース	
4 処理施設	
(1) 市の処理施設	
1 焼却処理施設	
2 廃棄物再生利用施設	
(2) 市が委託している民間処理施設	P 10
1 ペットボトル	
2 プラスチック	
3 生ごみ	
4 剪定枝	
5 電池類	P 11
6 蛍光管等	

	7	使い捨てライター等	
	8	スプレー缶	
	(3)	最終処分施設	P 1 2
	(4)	焼却灰資源化処理施設	
	(5)	他自治体から排出される一般廃棄物を処理する市内の施設	P 1 3
	(6)	事業者からリサイクル目的で排出される一般廃棄物を処理する市外の施設	P 1 4
		処理フロー	P 1 5
第3節		排出抑制・減量化・資源化計画	P 1 6
1		普及啓発	
2		ごみの発生抑制	
3		リサイクルの推進	P 1 7
4		リサイクルプラザの活用	P 1 8
	(1)	情報提供	
	(2)	ごみの排出抑制、不用品頒布	
	(3)	環境教育	
第4節		し尿処理・浄化槽汚泥処理	P 1 9
1		収集運搬	
	(1)	収集する一般廃棄物	
	(2)	収集運搬方法等	
2		中間処理・最終処分	
	(1)	中間処理及び最終処分の処理量の見込み	
	(2)	施設の概要	P 2 0
資料			
	別表 1	一般廃棄物収集運搬業許可業者（ごみ）	P 2 1
	別表 2	一般廃棄物処分業許可業者	P 2 2
	別表 3	一般廃棄物収集運搬業許可業者（し尿・浄化槽汚泥）	

第 1 節 基本事項

1 計画の目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 6 条第 1 項及び
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 4 6 年厚生省令第 3 5 号）第 1 条の 3 の規定に
基づき、狭山市の一般廃棄物処理実施計画を以下のとおり定める。

2 計画期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までとする。

3 計画対象区域

狭山市の区域全域とする。

第2節 収集・処分

1 排出量の見込み

排出量については、家庭系ごみの収集量及び持込量、事業系ごみの持込量の合計とし、令和8年度についても、本計画第3節に掲げる 排出抑制・減量化・資源化計画を引き続き推進する。

種 類		主な品目	年間計画量 (t/年)		
			家庭系	事業系	計
もやすごみ		紙くず・布（いずれもリサイクルできないもの）、生ごみなど	19,588	7,439	27,027
もやさないごみ		金属類、ガラス類、せともの類、アルミホイル、電球、靴、カバンなど ※産業廃棄物に該当するものは除く	1,863	23	1,886
粗大ごみ		家具類・電化製品（いずれも一辺が30cmを超えるもの、家電4品目は除く）自転車、寝具など ※産業廃棄物に該当するものは除く	1,733	24	1,757
資 源 ご み	びん・缶	ジュース、ドリンク剤、ジャム、食用油、酒類、ペットフード、化粧品、菓子などが入っていたびん・缶	1,085	11	1,096
	古紙・古布	新聞紙、ダンボール、雑誌、雑紙、紙パック、古着、毛布、シーツ、タオルなど	2,647	0	2,647
	ペットボトル	清涼飲料、酒類、しょうゆ、みりんなどが入っていたペットボトル（ペットボトル表示があるもの）	350	1	351
	プラスチック	カップ・パック・ポリ袋・ボトル・フタ・発泡スチロール・ポリバケツ・食品トレイなど（すべてプラスチック製のもの）	2,159	0	2,159
	生ごみ	生ごみ（家庭系は生ごみリサイクル事業参加世帯分、事業系は公共施設から排出された生ごみを中間処理施設に搬入しリサイクル処理する）	82	11	93
	剪定枝	剪定枝（持込みのものが対象）	440	865	1,305
	電池類	乾電池（アルカリ電池、マンガン電池）、小型二次電池（ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池を含む）	40	0	40
	蛍光管等	蛍光管、水銀体温計、温度計など	8	0	8
	スプレー缶	スプレー缶	25	0	25
	小型電化製品	粗大ごみとならない電化製品（家電4品目は除く）	50	0	50
合 計			30,070	8,374	38,444

動物死体	439 体
集団回収量	1,372 t

2 収集運搬

(1) 家庭系ごみ

家庭系ごみの収集運搬については、指定日に集積所に排出する集積所方式と排出者が市処理施設に直接搬入する持込みに大別される。その他には、粗大ごみの戸別収集、生ごみのステーション回収がある。

種 類		排出方法	収集方法	実施主体	収集運搬年間 計画量 (t/年)
もやすごみ		無色透明袋 又は白色半透明袋	集積所方式 (2回/週)	委託	18,926
もやさないごみ		無色透明袋 又は白色半透明袋	集積所方式 (1回/月)	委託	739
粗大ごみ		—	戸別収集 (電話予約)	直営	233
資 源 ご み	びん・缶	無色透明袋 又は白色半透明袋	集積所方式 (2回/月)	委託	1,049
	古紙・古布	古紙はひもで結束、 古布は無色透明袋 又は白色半透明袋	集積所方式 (2回/月)	委託	2,049
	ペットボトル	無色透明袋 又は白色半透明袋	集積所方式 (1回/月)	委託	338
	プラスチック	無色透明袋 又は白色半透明袋	集積所方式 (1回/週)	委託	2,060
	生ごみ (各生ごみ リサイクル事業)	専用バケツ 又は運搬容器	ステーション方式 (1回/週)	委託	82
	電池類	無色透明袋 又は白色半透明袋 で、他品目とは分ける	集積所方式 (2回/月)	委託	39
	蛍光灯等	もやさないごみの日に 購入時の紙製ケース などに入れる	集積所方式 (1回/月)	委託	7
	スプレー缶	無色透明袋 又は白色半透明袋 で、他品目とは分ける	集積所方式 (2回/月)	委託	10
小型電化製品		無色透明袋 又は白色半透明袋 で、他品目とは分ける	集積所方式 (2回/月)	委託	27
剪定枝等		もやすごみの収集日 に所定の規格、量で 排出	集積所方式 (2回/週)	委託	0 ※もやすごみに含む
合 計					25,559

※ 高齢者、障がい者等の方で構成された世帯でごみ集積所までのごみ出しが不可能な世帯の収集は、委託による戸別収集とする。

動物死体	ダンボール等	戸別収集 (電話連絡)	直営	357 体
------	--------	----------------	----	-------

(2) 家庭系ごみ(持込み)

市処理施設への持込みは、原則として排出者自ら搬入するが、引越し等の一時的な多量ごみで排出者自ら運搬できない場合は、狭山市一般廃棄物収集運搬業許可業者(別表1)に収集運搬を委託する。

種 類	排出方法	実施主体	収集運搬年間 計画量 (t/年)
もやすごみ	無色透明袋 又は白色半透明袋	排 出 者	662
もやさないごみ	無色透明袋 又は白色半透明袋		1, 124
粗大ごみ	—		1, 500
資源ごみ	無色透明袋 又は白色半透明袋		1, 225
合 計			4, 511

動物死体	ダンボール等	排 出 者	82 体
------	--------	-------	------

(3) 事業系ごみ

事業系ごみについては、事業者の責務として、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

排出する際は、排出者自ら運搬するか、狭山市一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託し、市処理施設へ搬入するか、一般廃棄物処分業者等へ処理を委託する。ただし、市の処理施設への搬入は、産業廃棄物に該当するものは除く。

- ① 市処理施設へ搬入する場合には、「狭山市一般廃棄物処理施設受入れ基準」を遵守する。
- ② 一般廃棄物収集運搬業許可業者は、別表1の36業者とする。
- ③ 一般廃棄物処分業許可業者は、別表2の3業者とする。

種 類	排出方法	実施主体	収集運搬年間 計画量 (t/年)
もやすごみ	無色透明袋 又は白色半透明袋	排 出 者	7, 439
もやさないごみ	無色透明袋 又は白色半透明袋		23
粗大ごみ	—		24
資源ごみ	無色透明袋 又は白色半透明袋		877
生ごみ	公共施設から排出される生ごみを専用バケツ等で排出し、委託業者が収集する。搬出された生ごみを中間処理施設に搬入しリサイクル処理(堆肥化)される。		11
合 計			8, 374

(4) ごみ集積所の取扱い

ごみ集積所は、「ごみ集積所設置管理に関する取り扱い」及び「集合住宅のごみ集積所に関する取り扱い」に基づき設置し、ごみの排出に当たっては、当日の朝、8時までには当該集積所に排出するものとし、排出できるものは家庭系ごみのみとする。また、ごみ集積所は、利用者が維持管理し、ごみが飛散しないよう努めるものとする。

(5) 排出禁止物

次に掲げるものは、ごみ集積所への排出、市の処理施設への持込みを禁止する。また、事業系廃棄物のごみ集積所への排出を禁止する。

①市の処理施設において処理ができない廃棄物

	区 分	具 体 例
1	有害性のある物	毒物、劇物、農薬、フロンを含む家電製品等
2	爆発性のある物	プロパンガスボンベ（カセットボンベを除く）、 消火器（中身の入っているもの）、火薬等
3	引火性のある物	ガソリン、シンナー、灯油等
4	著しく悪臭を発する物	腐敗したもの、汚物の付着したおむつ、著しく悪臭を発するもの等
5	感染の危険性のある物	注射針等の感染性廃棄物
6	液状の物	廃油、ペンキ等
7	自動車部品、バイク	ドア、バッテリー、タイヤ等部品、原動機付自転車を含む二輪車（部品も含む）
8	市の処理施設の機能に支障を生じさせる物	ピアノ、温水器、耐火金庫、ブロック等

②個別リサイクル法等により処理すべき廃棄物

	廃棄物の種類
1	特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）に規定するテレビ（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式）、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫
2	資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）に規定する指定再資源化製品 パーソナルコンピュータ等（以下「パソコン」という。）、小型充電式電池
3	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）に規定する第一種特定品 業務用エアコン、冷蔵機器、冷凍機器
4	自動二輪車（原動機付き自転車を含む）

③ごみ集積所から収集しない廃棄物

	廃棄物の種類	備 考
1	指定の収集日以外に排出された物	収集できない廃棄物には啓発シールを貼り、収集できない旨を明示する。
2	分別排出されていない物	
3	指定の排出方法が守られていない物	
4	粗大ごみ（おおむね一辺が30cmを超える物）、重量のある物、引越し等一時的多量に排出される物	
5	事業系廃棄物	

(6) 排出禁止物等の処理方法

	廃棄物の種類	処理方法
1	家電リサイクル法に規定するテレビ(ブラウン管式・液晶式・プラズマ式)、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫	家電リサイクル法に基づき、小売業者に引取りを依頼するか、排出者自ら又は一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼して、メーカーが指定した引取場所に搬入する。
2	資源有効利用促進法に規定するパソコン(デスクトップ型パソコン本体、ノートブック型パソコン、CTR 式ディスプレイ、液晶式ディスプレイ、CTR 又は液晶ディスプレイ一体型パソコン)	パソコンのメーカー及び輸入業者に回収を依頼する。なお、自作パソコン等で回収するメーカー等がない場合は「一般社団法人パソコン3R推進協会」またはリネットジャパンリサイクル(株)に回収を依頼する。
3	自動二輪車(原動機付き自転車を含む)	二輪車リサイクルシステムに登録している「廃棄二輪車取扱店」又は「指定引取窓口」に持ち込み、引取りを依頼する。
4	消火器	消火器販売店、防災業者などの取扱専門業者に引き取りを依頼する。
5	その他の排出禁止物	排出者が自ら処理するか、専門業者に相談する。又は購入した店舗に引取りを依頼する等の方法により適正に処理するものとする。

3 処 理

(1) 中間処理方法

施設	種 類	処理方法	実施主体	備 考
奥富環境センター	もやさないごみ	破碎・選別処理	委託	もやさないごみ及び粗大ごみは破碎処理し、可燃物残渣・資源物・不燃残渣に選別する。可燃物残渣は稲荷山環境センターで焼却、資源物は売却、不燃残渣は埋立てる。
	粗大ごみ	破碎・選別処理	委託	持込み及び収集で搬入された小型家電（使用済み小型電子機器等）は、一定量になるまで保管し、再資源化事業者へ引渡す。
	びん・缶	選別・圧縮処理	委託	びんは、白・茶・その他の色に選別、缶はスチール、アルミに選別・圧縮し、それぞれ再資源化事業者へ引渡す。
	電池類	保管・積替え	委託	一定量になるまで保管し、再資源化事業者へ引渡す。
	蛍光灯等	保管・積替え	委託	一定量になるまで保管し、再資源化事業者へ引渡す。
	使い捨てライター等	保管・積替え	委託	一定量になるまで保管し、再資源化事業者へ引渡す。
	スプレー缶	保管・積替え	委託	一定量になるまで保管し、再資源化事業者へ引渡す。
稲荷山環境センター	もやすごみ	焼却処理	委託	もやすごみ及び破碎可燃物を焼却処理する。
	動物死体	焼却処理	委託	焼却処理する。
民間中間処理施設	ペットボトル	選別・圧縮梱包処理	委託	選別・圧縮・梱包し、ボトル to ボトルの再資源化を担う協定締結事業者へ引渡す。
	プラスチック	選別・圧縮梱包処理	委託	選別・圧縮・梱包し、再資源化事業者へ引渡す。
	生ごみ	発酵処理	委託	委託業者が収集し、自社中間処理施設で堆肥化処理し、肥料業者に引渡す。
	剪定枝	破碎処理	委託	破碎処理（チップ化）し、資源化する。

(2) ごみ処理手数料

狭山市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第26条に基づき、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、処理手数料を徴収する。

(3) 最終処分及び焼却灰資源化

処理方法	種類	処理量 (t/年)	処理主体	処理方法等
埋立て	不燃残渣	300	委託	埼玉県環境整備センターへ搬入する。
資源化	焼却灰	3,900	委託	セメント等資源化処理施設へ搬入する。
合 計		4,200 t		

(4) リサイクルプラザによるリユース

持込みごみ、粗大ごみ戸別収集により搬入されたごみから、リユース可能な家具類等をリサイクルプラザに展示。希望者に有料頒布する。

4 処理施設

(1) 市の処理施設

1 焼却処理施設

施設名及び所在地	稲荷山環境センター 狹山市稲荷山1丁目12番1
処理する廃棄物	もやすごみ、破碎可燃物（粗大ごみ処理等により生じる可燃物）
稼働年月	平成8年4月
形式及び処理能力	全連続焼却式焼却炉 165t/日（55t/24h×3炉）
焼却処理量	89t/日
運 転	3炉運転10日、2炉運転330日

※焼却処理量・・・過去5年間の平均値

2 廃棄物再生利用施設

施設名及び所在地	奥富環境センター（工場棟） 狹山市大字上奥富897番地1
処理する廃棄物	もやさないごみ、粗大ごみ、びん・缶
稼働年月	平成19年7月
形式及び処理能力	二軸剪断式粗破碎機・堅型高速回転破碎機 30t/日 びん・缶選別 13t/日
処 理 量	破碎処理 22t/日、びん・缶選別 7t/日
運 転	5日/週（5時間/日）

(2) 市が委託している民間処理施設

1 ペットボトル

業者名及び所在地	株式会社リステム 広瀬工場 狹山市広瀬台2丁目16番9号
処理する廃棄物	ペットボトル
処 理 方 法	中間処分（選別・圧縮・梱包）
処 理 委 託 量	351 t／年

2 プラスチック

業者名及び所在地	太誠産業株式会社 狹山工場 狹山市柏原403番地1
処理する廃棄物	プラスチック（プラスチック製容器包装、プラスチック製品）
処 理 方 法	中間処分（選別・圧縮・梱包）
処 理 委 託 量	2,159 t／年

3 生ごみ

業者名及び所在地	太誠産業株式会社 狹山工場 狹山市柏原403番地1
処理する廃棄物	厨芥類（生ごみ）
処 理 方 法	堆肥化
処 理 委 託 量	93 t／年

4 剪定枝

業者名及び所在地	北進重機株式会社 群馬県渋川市金井字又郷山2275番5
処理する廃棄物	剪定枝
処 理 方 法	破碎
処 理 委 託 量	1,305 t／年

5 電池類

業者名及び所在地	野村興産株式会社 北海道北見市留辺蘂町富士見217番地1
処理する廃棄物	電池類
処 理 方 法	分別処理
処 理 委 託 量	40 t／年

6 蛍光管等

業者名及び所在地	野村興産株式会社 北海道北見市留辺蘂町富士見217番地1
処理する廃棄物	蛍光管等
処 理 方 法	分別処理
処 理 委 託 量	8 t／年

7 使い捨てライター等

業者名及び所在地	長沼商事株式会社 所沢市林一丁目306番地7
処理する廃棄物	使い捨てライター等
処 理 方 法	分別処理
処 理 委 託 量	2.5 t／年

8 スプレー缶

業者名及び所在地	長沼商事株式会社 所沢市林一丁目306番地7
処理する廃棄物	スプレー缶
処 理 方 法	分別処理
処 理 委 託 量	25 t／年

(3) 最終処分施設

業者名及び所在地	埼玉県環境整備センター 埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山368番地
処 理 方 法	埋 立
処 理 委 託 量	300 t／年

(4) 焼却灰資源化処理施設

業者名及び所在地	太平洋セメント株式会社 埼玉県熊谷市大字三ヶ尻5310番地
処 理 方 法	セメント資源化
処 理 委 託 量	1,700 t／年

業者名及び所在地	ツネイシカムテックス株式会社 埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山250番地1
処 理 方 法	焼成処理
処 理 委 託 量	1,500 t／年

業者名及び所在地	新日本電工株式会社 茨城県鹿嶋市大字光4番地
処 理 方 法	溶融固化
処 理 委 託 量	700 t／年

(5) 他自治体から排出される一般廃棄物を処理する市内の施設

業者名及び所在地	太誠産業株式会社 狭山工場 狭山市柏原403番地1
処理する廃棄物	厨芥類
処 理 方 法	食品廃棄物：中間処分（堆肥化）
処 理 量	食品廃棄物 22.715 t／年
廃棄物搬入自治体	食品廃棄物：所沢市（3.775 t ※令和8年4月1日から令和8年4月30日まで）、川越市（18.94 t）

業者名及び所在地	株式会社システム 広瀬工場 狭山市広瀬台2丁目16番9号
処理する廃棄物	プラスチック（プラスチック製容器包装）
処 理 方 法	中間処分（選別・圧縮・梱包）
処 理 量	5,240 t／年
廃棄物搬入自治体	入間市（2,550 t）、飯能市（1,200 t）、坂戸市（1,490 t）

業者名及び所在地	有限会社エム・クリーン 狭山市水野62番地の24
処理する廃棄物	剪定木くず
処 理 方 法	中間処分（破碎）
処 理 量	685.2 t／年
廃棄物搬入自治体	所沢市（685.2 t）

(6) 事業者からリサイクル目的で排出される一般廃棄物を処理する市外の施設

業者名及び所在地	オリックス資源循環株式会社 埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山 3 1 3 番地
処 理 方 法	焼却・溶融化
処 理 委 託 量	2 7 . 6 t / 年

業者名及び所在地	株式会社アイルクリーンテック 埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山 3 2 8 番地
処 理 方 法	堆肥化
処 理 委 託 量	3 2 5 . 2 t / 年

業者名及び所在地	バイオエナジー株式会社 東京都大田区城南島三丁目 4 番 4 号
処 理 方 法	メタン発酵
処 理 委 託 量	1 3 . 2 t / 年

業者名及び所在地	ニューエナジーふじみ野株式会社 埼玉県ふじみ野市駒林 1 0 3 3 - 1
処 理 方 法	メタン発酵
処 理 委 託 量	4 7 . 4 t / 年

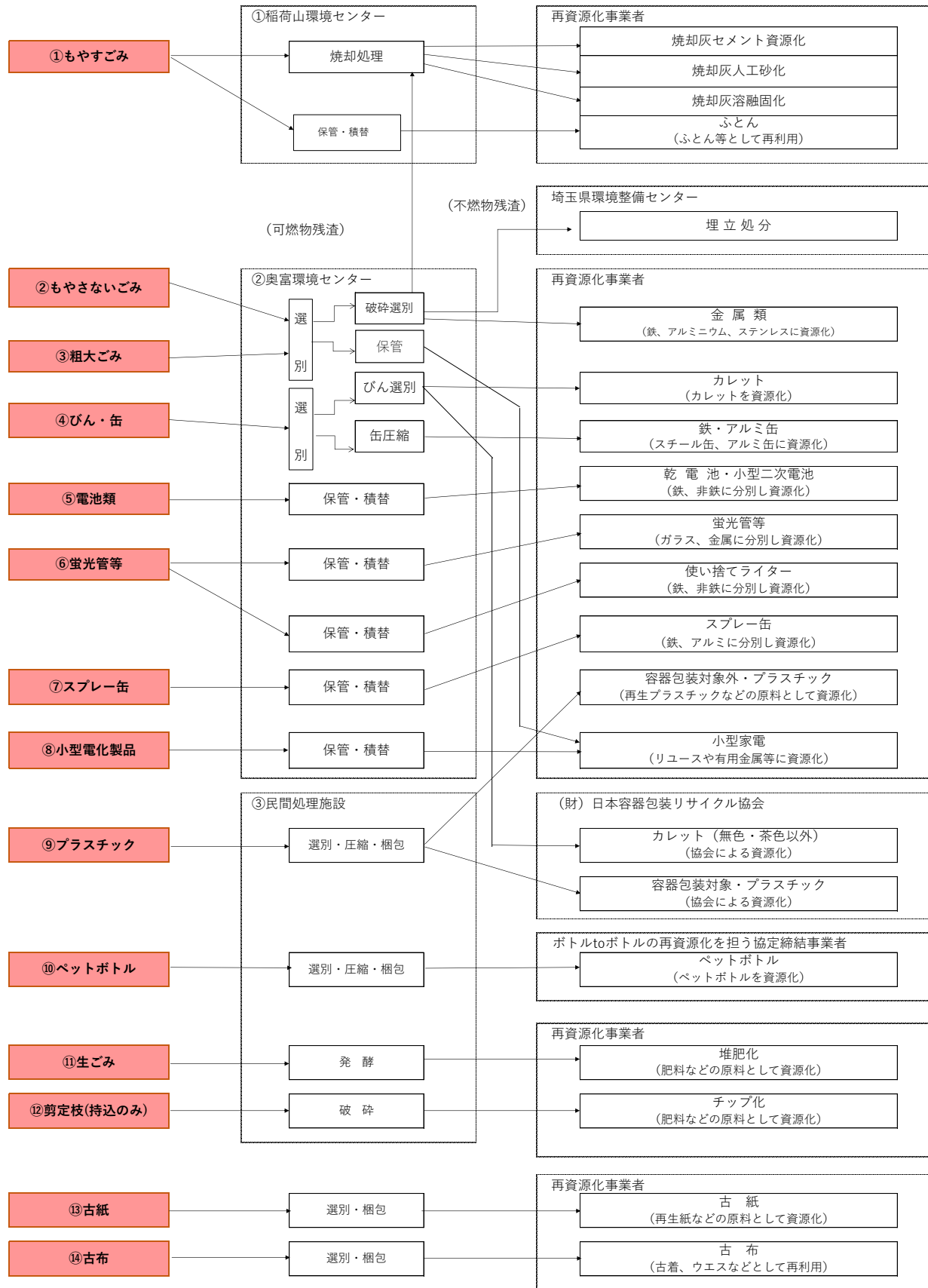
業者名及び所在地	株式会社西東京リサイクルセンター 東京都羽村市緑ヶ丘三丁目 3 番 3
処 理 方 法	メタン発酵
処 理 委 託 量	4 6 . 8 t / 年

処理フロー

A 収集運搬

B 中間処理

C 最終処分・資源化等



第3節 排出抑制・減量化・資源化計画

1 普及啓発

施 策	内 容
4 R の普及啓発活動	あらゆる機会を通じて、リフューズ（断る）、リデュース（ごみの減量）、リユース（再利用）、リサイクル（資源化）、の4つのRの普及啓発活動を実施する。
廃棄物減量等推進員制度	各自治会から推薦された市民（自治会毎250世帯当たり一名を上限に選出）を推進員として委嘱し、ごみの分別・集積所の調査・ごみの減量及び資源化の啓発活動を実施する。
環境学習の実施	出前講座や体験学習、施設見学等を通じて、環境に対する意識啓発を図る。
情報提供の充実	ごみの発生抑制・減量化・資源化の情報を広報や印刷物、ごみ分別アプリ、公式ホームページ等あらゆる媒体を利用し、市民や事業者に必要な情報を必要なときに提供できるよう整備する。
使い捨てプラスチックの使用削減	市内大型商業施設等で、マイバックやマイボトルの持ち歩きを推奨し、使い捨てプラスチックの使用削減に向け、意識啓発を図る。

2 ごみの発生抑制

施 策	内 容
生ごみ処理機器設置費補助事業	ごみの減量及び堆肥化による資源の有効利用を図るために、家庭から排出される生ごみを処理する機器を設置した市民に対し補助金を交付する。 ＜補助率＞ 生ごみ処理容器…購入価格の3/5（上限4千円） 生ごみ処理機…購入価格の1/2（上限1万円）
事業所古紙回収システム事業	狭山市事業所リサイクル推進協議会が事業所から発生する紙類を共同回収する。また、古紙再生紙のオリジナルトイレットペーパー「狭山の森」を利用促進する。
廃棄物排出事業者の指導	事業系ごみの発生抑制のために、排出事業者に対する立入調査、また多量排出事業者を対象とした資源化減量計画書の提出及びごみ減量化等の指導啓発を実施する。
廃棄物処理業者の指導	廃棄物処理業者に対して、ごみ処理施設における搬入ごみ内容物検査等を実施し、事業系ごみの適正処理の指導啓発を行なう。
「生ごみ水切り」の推進	生ごみの減量のため、「水切り」を継続して推奨して行く。
「3010運動」をはじめとする食品ロス削減事業	家庭や宴会などでの「3010運動」をはじめ、食品の手前取りの推奨やフードバンクの支援を行い、食品ロス削減事業の啓発を継続的に実施する。

3 リサイクルの推進

施 策	内 容
家庭系生ごみ リサイクル事業	「もやすごみ」の減量と有機資源の活用を図るために、専用バケツを利用して事業参加世帯の生ごみを分別収集し、堆肥化する。
剪定枝等リサイクル事業	「もやすごみ」の減量及び資源化を図るために、環境センターに持込まれる剪定枝等をチップ化・堆肥化する。
びん・缶リサイクル事業	びん・缶は分別処理し、カレット、缶を再資源化事業者に引渡す。
ペットボトル リサイクル事業	ペットボトルは協定締結事業者に引き渡し、水平リサイクル（ボトル to ボトル）を行う。
プラスチック類 リサイクル事業	「もやすごみ」「もやさないごみ」の減量及び資源化を進めるため、プラスチックを分別収集し、再資源化事業者に引渡す。
電池類のリサイクル事業	収集後、施設に保管し再資源化事業者に引渡す。その後、鉄・非鉄金属等に分離し、リサイクルされる。
使い捨てライター等の リサイクル事業	収集後、施設に保管し再資源化事業者に引渡す。その後、鉄・非鉄金属等に分離し、リサイクルされる。
古紙・古布の行政回収	古紙は、圧縮梱包し再資源化事業者に引渡す。古布は、古布問屋に引渡し、古着、ウエス等に活用される。
資源物集団回収促進事業	資源再利用の促進、ごみの減量及び生活環境の保全を図るために、家庭から排出される廃棄物の中から、再利用できる資源（紙類、布類、生びん、カレット、金属類）を回収する登録団体に対して、補助金（4円/kg）を交付する。また、当該事業を円滑に促進するために、回収協力業者に対しても、市況価格が2円/kg以下になる場合には補助金を交付する。
小型家電リサイクル事業	「使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づき、小型電化製品の分別収集、奥富環境センターに持ち込まれる、「粗大ごみ」からのピックアップ回収及び市内10ヶ所に回収ボックスを設置し、再資源化事業者に引渡す。
ふとんリサイクル事業	収集若しくは持ち込まれたふとんを施設に保管し再資源化事業者に引き渡す。その後、布団生地から綿・羽毛を取り出して、新たなふとん等の材料として再利用される。

4 リサイクルプラザの活用

(1) 情報提供

施 策	内 容
啓発展示コーナーの 常設展示	ごみの現状や資源化などをパネルで展示し、遊び感覚でわかりやすく学べる場を提供する。
ホームページによる 情報発信	リサイクルプラザで開催するイベント・教室及び再生家具有料頒布等の最新情報を発信する。

(2) ごみの排出抑制、不用品頒布

施 策	内 容
不用品有料頒布	家庭で不用になった衣類等の不用品を展示頒布する。
再生家具有料頒布	家庭で不用になった家具類を修理再生し、抽選により頒布する。

(3) 環境教育

施 策	内 容
リサイクル体験教室の 開催	布ぞうり、リバーシブルバックづくり等の体験教室を実施する。
視察・見学	リサイクルの現状を学習してもらうため、リサイクルプラザの見学に併せて、併設する工場棟（粗大ごみ処理施設・中間処理施設）の施設見学を実施する。

第4節 し尿処理・浄化槽汚泥処理

1 収集運搬

生活圏から発生するし尿及び浄化槽汚泥を迅速かつ衛生的に収集し、狭山市浄化センターに搬入する。

(1) 収集する一般廃棄物

区 分		主 体	収 集 量 (kl／年)	収 集 頻 度	搬入先
し 尿	家庭系 (汲み取り便所)	委 託	2 7 6	原則月 1 回	狭山市浄化センター
	事業系 (仮設便所等)	許可業者	9 0 9	随 時	
浄化槽汚泥	家庭系	許可業者	2, 8 4 9	随 時	
	事業系	許可業者	2, 2 5 9	随 時	
合 計			6, 2 9 3	—	

(2) 収集運搬方法等

- ①家庭系のし尿は、市長が委託した業者が定期的に収集し、狭山市浄化センターに搬入する。
- ②事業系のし尿は、市長が許可した一般廃棄物収集運搬業者に収集を依頼し、狭山市浄化センターに搬入する。
- ③浄化槽の管理者は、浄化槽汚泥の収集運搬を、市長が許可した一般廃棄物収集運搬業者に収集を依頼し、狭山市浄化センターに搬入する。
- ④一般廃棄物収集運搬業許可業者は、別表3の7業者とする。

2 中間処理・最終処分

搬入されたし尿及び浄化槽汚泥は、狭山市浄化センターにおいて処理され、発生する処理水は公共下水道に希釈放流し、脱水汚泥は資源化及び焼却処理する。

(1) 中間処理及び最終処分の処理量の見込み

廃棄物の種類	主 体	施設名	年間処理量	処理方法
し 尿 浄化槽汚泥	委 託	狭山市浄化センター	6, 2 9 3 kℓ	希釈処理 脱水処理
脱 水 汚 泥	委 託	株式会社カツタ	1 4 0 t	焼却後埋立
脱 水 汚 泥	委 託	千葉産業クリーン株式会社	7 0 t	焼却後埋立
脱 水 汚 泥	委 託	株式会社エコ計画	7 0 t	資源化处理 (堆肥化)

(2)施設の概要

施設名	所在地	処理方式	処理能力
狭山市浄化センター	狭山市柏原 3467 番地 1	下水道放流方式 (受入貯留 ＋固液分離＋希釈放流)	3 9 kℓ／日
株式会社カツタ	茨城県ひたちなか市高野 1968 番地 2	乾燥焼却後埋立	1 5 0 t／日
千葉産業クリーン株式会社	千葉県銚子市小浜町 2950 番地	乾燥焼却後埋立	3 0 0 t／日
株式会社エコ計画	大里郡寄居町三ヶ山 262 番地	脱水乾燥堆肥化	5 9 4 t／日

資 料

別表 1 一般廃棄物収集運搬業許可業者（ごみ）

No.	業 者 名	所 在 地	事業	多量	家電
1	(株)フィールドプロテクト	狭山市柏原 2683 番地	○	○	○
2	(有)大澤清掃	狭山市祇園 32 番 11 号	○		
3	加藤商事(株)	所沢市けやき台 2 丁目 31 番地 2	○	○	○
4	西武衛生(有)	入間市小谷田 2 丁目 1 番 3 号	○		
5	(株)山口商会	入間市大字宮寺 3086 番地	○		
6	(有)向上舎	狭山市広瀬台 4 丁目 12 番	○		
7	(有)丸山産業	入間市豊岡 2 丁目 2 番 6 号	○		
8	(有)川建商会	狭山市柏原 2850 番地の 35	○	○	○
9	狭山資源再生（協）	狭山市大字東三ツ木 60 番地の 8	○	○	○
10	狭山一般廃棄物処理（協）	狭山市柏原 2850 番地の 35	○		
11	(株)クリーンネス藤原 S	狭山市大字根岸 659 番地	○		
12	酒井商店	狭山市大字上奥富 291 番地の 2	○		
13	(株)小見山商事	狭山市広瀬台 2 丁目 7 番 3 号	○		
14	奥富興産(株)	狭山市大字下広瀬 782 番地の 2	○		
15	(株)久米川紙業	狭山市大字上赤坂 606 番地	○		
16	(株)ウチダ	ふじみ野市駒林 18 番地	○		○
17	(有)サンパイサービス	川越市中台南 2 丁目 12 番地 10	○	○	○
18	(株)シマザキ	川越市大字府川 91 番地	○		
19	ヤマダ産業(株)	川越市の場新町 12 番地 8	○		
20	加藤商事(株)	川越市大字上寺山 4 番地 1	○		
21	(株)エス・イーティ	所沢市東所沢和田 2 丁目 32 番地 5	○		○
22	(株)木下フレンド	所沢市東所沢和田 3 丁目 1 番地 10	○		○
23	(株)アユミ・プラン	所沢市三ヶ島 1 丁目 144 番地 3	○		
24	(有)エム・クリーン	狭山市大字水野 62 番地の 24	○		
25	(有)瀬戸商事	入間郡毛呂山町大字長瀬 264 番地 5	○		
26	太誠産業(株)	東京都豊島区南池袋 3 丁目 14 番 11 号中町ビル	○		
27	高根商事(株)	東京都西多摩郡瑞穂町高根 281 番地 1	○		
28	(株)ヤマキ	熊谷市大字三ヶ尻 3884 番地	○		
29	(株)高橋産商	さいたま市北区吉野町 2 丁目 5 番地 12	○		
30	(有)田中商事	比企郡川島町大字上伊草 728 番地 1	○		
31	(有)エヌ・クリーンサービス	入間市大字下藤沢 553 番地 1	○		
32	(株)フクヤマ	ふじみ野市旭 1 丁目 13-26 102 号	○		
33	クリーンシステム(株)	鶴ヶ島市大字高倉 1271 番地 5	○		
34	涌井商店	狭山市大字上奥富 690 番地の 4	○		
35	(株)MANO	入間市大字新久 769 番地	○		
36	(協)狭山クリーンサービス	狭山市大字堀兼 1695 番地の 2	○		

※ 事業：事業ごみ 多量：家庭一時多量ごみ 家電：特定家庭用機器廃棄物

別表 2 一般廃棄物処分業許可業者

No.	業 者 名	所 在 地	処理施設
1	(有)エム・クリーン	狭山市大字水野 62 番地の 24	破砕施設（剪定枝等）
2	太誠産業(株) 狭山工場	狭山市柏原 403 番地の 1	発酵施設（厨芥類）
3	(有)山水造園土木	狭山市大字南入曽 337 番地の 8	破砕施設（剪定枝等）

別表 3 一般廃棄物収集運搬業許可業者（し尿、浄化槽汚泥）

No.	業 者 名	所 在 地	し 尿	浄化槽 汚 泥
1	(株)フィールドプロテクト	狭山市柏原 2683 番地	○	○
2	(有)大澤清掃	狭山市祇園 32 番 11 号	○	○
3	加藤商事(株)	所沢市けやき台 2 丁目 31 番地 2	○	○
4	西武衛生(有)	入間市小谷田 2 丁目 1 番 3 号		○
5	(株)山口商会	入間市大字宮寺 3086 番地	○	○
6	(有)向上舎	狭山市広瀬台 4 丁目 12 番	○	○
7	(有)丸山産業	入間市豊岡 2 丁目 2 番 6 号	○	○